

## 報告第 2 号

### 専決処分の報告及び承認について

我孫子市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定については、急を要すると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

### 報告理由

我孫子市都市計画税条例の一部改正について専決処分したので、その承認を求めるため報告するものです。

写

専 決 処 分 書

我孫子市都市計画税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

我孫子市長 星 野 順一郎

理 由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、我孫子市都市計画税条例の一部を改正する条例を制定することについて急を要するため

## 我孫子市都市計画税条例の一部を改正する条例

我孫子市都市計画税条例（昭和36年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（法<b><u>附則第15条第36項</u></b>の条例で定める割合）</p> <p>4 法<b><u>附則第15条第36項</u></b>の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（法<b><u>附則第15条第37項</u></b>の条例で定める割合）</p> <p>5 法<b><u>附則第15条第37項</u></b>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>（法<b><u>附則第15条第41項</u></b>の条例で定める割合）</p> <p>6 法<b><u>附則第15条第41項</u></b>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑</p>	<p>附 則</p> <p>（法<b><u>附則第15条第37項</u></b>の条例で定める割合）</p> <p>4 法<b><u>附則第15条第37項</u></b>の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（法<b><u>附則第15条第38項</u></b>の条例で定める割合）</p> <p>5 法<b><u>附則第15条第38項</u></b>の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>（法<b><u>附則第15条第42項</u></b>の条例で定める割合）</p> <p>6 法<b><u>附則第15条第42項</u></b>の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑</p>

化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号 （同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)から(6)まで 略

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から **第33項まで、第36項、第37項、第41項**

化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)から(6)まで 略

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から **第34項まで、第37項、第38項、第42項**

**若しくは第44項**、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

**若しくは第45項**、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の我孫子市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。